

第3期中野区児童福祉審議会 運営上の申し合わせについて（案）

1 傍聴者のルールについて

- (1) 飲食はできません。
- (2) カメラ・スマートフォン等による録音、撮影等はできません。ただし、審議会の決により許可した場合はこの限りではありません。
- (3) Webでのオンライン審議会を傍聴する場合、録音、画面のスクリーンショットや録画などはしないでください。また、「マイク機能」「ビデオ機能」をオフにしてください。
- (4) 意見表明（拍手等を含む）、はち巻、腕章等の着用、不要な離席等、審議会の秩序を乱した場合、会長は傍聴者に対し退場を命じることができることとします。

2 議事録について

- (1) 事務局は議事録をまとめるため、レコーダで録音します。
- (2) 委員の方に議事録(案)を送付し、確認をいただいた上で議事録を作成します。
- (3) 議事録は、区ホームページで公開します。
- (4) 議事録の発言者氏名は原則として記載します。

3 審議会の開催について

- (1) 中野区児童福祉審議会条例第6条で定める「審議会」については、Webでのオンライン審議会を含むものとします。
- (2) 区役所等で集合形式により審議会を開催する際に、やむを得ない事情により会場での参加ができない場合は、事前に事務局に申し出るにより、Webでのオンライン会議により委員会に参加することができることとします。
- (3) オンライン審議会では、委員は、発言をする際は「マイク機能」をオンにして、それ以外では「マイク機能」をオフにしてください。